

**公益財団法人 樫の芽会**  
**理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準**

制定 平成21年7月24日

改正 平成28年6月 7日

(目的)

第1条 理事、監事及び評議員に対する報酬並びに旅費等に関しては、この規程の定めるところによる。

(評議員の報酬)

第2条 評議員が評議員会等の会議へ出席した場合には、会議開催毎に金 20,000 円に所要の税金を加算した金額を報酬として支給する。

(理事、監事の報酬)

第3条 理事、監事が理事会等へ出席した場合又は業務執行のために調査や準備を行った場合には、会議開催毎及び業務執行毎に金 20,000 円に所要の税金を加算した金額を報酬として支給する。

- 2 理事、監事全員に対する各年度の報酬の総額は、200 万円を超えないものとする。

(旅費)

第4条 旅費は、運賃その他実費を支給する。

- 2 出発地点から目的地までの移動距離が 100km を超える場合には、グリーン車の使用を認める。

(宿泊料)

第5条 宿泊料は以下に示す上限以内とするが、やむを得ず上限を超えた場合には、実費を支給することができる。

金 20,000 円／日

(見直し)

第6条 この規程は、定時評議員会で見直すことができる。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立登記の日から施行する。